

## 農政産業観光委員会会議録

日時 令和3年10月1日（金） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 3時13分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 鷹野 一雄  
副委員長 大久保 俊雄  
委員 河西 敏郎 山田 一功 浅川 力三 宮本 秀憲  
山田 七穂 臼井 友基 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光文化部長 赤岡 重人 観光文化部次長 内藤 卓也  
観光文化部文化振興監 村松 久 観光文化政策課長 小泉 嘉透  
観光振興課長 三井 博志 観光資源課長 三嶋 豊博  
世界遺産富士山課長 和泉 正剛 文化振興・文化財課長 河野 公紀

農政部長 坂内 啓二 農政部理事 清水 一也 農政部次長 三井 一  
農政部技監 中村 毅 農政部技監 武井 和人  
農政部参事（農業技術課長事務取扱） 斉藤 修  
農政総務課長 渡邊 喜彦 担い手・農地対策課長 功刀 徹  
販売・輸出支援課長 石川 英仁 果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎  
畜産課長 渡邊 聡尚 食糧花き水産課長 近藤 隆  
農村振興課長 雨宮 真一 耕地課長 茂手木 知

公営企業管理者 中澤 宏樹 企業局長 高野 雄司 企業局総務課長 雨宮 俊彦  
企業局電気課長 功刀 稔永 企業局新エネルギーシステム推進室長 宮崎 和也

産業労働部長 小林 厚 産業労働部理事 内藤 裕利 産業労働部次長 丹沢 竜  
労働委員会事務局長 渡辺 真太郎  
産業政策課長 山岸 ゆり 成長産業推進課長 若月 衛 産業振興課長 三科 隆人  
労政雇用課長 渡辺 一秀 産業人材育成課長 入倉 由紀子  
労働委員会事務局次長 深澤 恵子

議題（付託案件）

第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

第111号 令和3年度山梨県営電気事業会計補正予算

第112号 令和3年度山梨県営地域振興事業会計補正予算

第113号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

承第8号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

承第9号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

請願第3-5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。また、請願第3-5号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員席の指定を行った。次に、委員会の審査順序について、観光文化部関係、農政部関係、企業局関係、産業労働部・労働委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午前10時49分まで観光文化部関係、休憩をはさみ、午前11時から午前11時54分まで農政部関係、休憩をはさみ、午後1時10分から午後1時49分まで企業局関係、休憩をはさみ、午後2時5分から午後3時13分まで産業労働部・労働委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 観光文化部関係

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（やまなし冬のプレミアム観光推進事業費について）

飯島委員 観の2ページ及び3ページの総額3億6,854万3,000円の計上をしているやまなし冬のプレミアム観光推進事業費について、幾つかお伺いします。

部長からも反転攻勢という言葉が何回も出ています。この事業は、やまなしの美食ブランド創造事業費、やまなしの冬のプレミアムツアー推進事業費、冬のやまなし魅力創出事業費の3つで構成されているということですが、改めて、まず事業の目的をお伺い

したいと思います。

三井観光振興課長 目的でございますけれども、昨日、全国の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等が解除されたところでございますけれど、大変長期化した感染防止対策になりました。観光産業は非常に深刻な状況が続いているところでございます。特に、書き入れどきでありました夏に、首都圏での緊急事態宣言、そして、さらには本県で8月にまん延防止等重点措置が適用されたということで、人流が制限をされてしまいました。その中で、やはり観光産業は非常に深刻な状態が続き、さらに試練となってしまいました。早急な回復に向けての対策が必要であるという認識でございます。

現在、ワクチンの接種が進んでおりまして、緊急事態宣言等が解除されましたので、これから冬に向けて、人流が復活する、活発化することが見込まれております。その中で、この事業につきましては、この動きを確実に捉え、観光客を本県へと導くために、アクティビティの創出への支援であるとか、または県産食材を活用したメニューを開発するなど、山梨ならではの観光商品の造成、販売を行う旅行会社を支援することで、本県の冬の魅力をPRして、この冬の観光需要を喚起し、本県観光産業の迅速な回復を図ることを考えていること、もう一つは、やはり冬の観光は、例年、落ち込みがちでございますので、その底上げを図って、1年間、山梨の観光を盛り上げていきたいと考えているものでございます。

飯島委員 落ち込んでいる観光産業の反転攻勢をして、山梨の魅力に特化してやっていくということがよくわかりました。

落ち込んだ冬の観光の需要喚起はもちろん必要で、苦境の中にある観光産業を支援できるものと期待しています。先ほど説明があったように、食事やアクティビティをツールにして楽しんでもらうことはわかりますが、具体的に、山梨の冬のテーマは、どのようなものでしょうか。

三井観光振興課長 具体的な例といたしましては、例えば、八ヶ岳南麓で現在行われている星空ナビゲーターの案内により、満天の星空を満喫するプライベートツアーや雪の樹海トレッキング等がございます。あとは、県産食材に通じた有名シェフによる冬をイメージした創意工夫を凝らしたメニューづくりなど、付加価値の高い山梨の冬を造成することを考えております。

飯島委員 こうした旅行商品の造成・販売の助成を行うことを具体的に進めていくには、基準と言うか、ある程度のレベルでないと、せっかく来たのにがっかりされたり、こちらが思っていたよりも、インバウンドの評価が低かったりすることが、いろいろな場面であります。それを少しでもなくすためには、そういう基準をあらかじめ定めることも一つの方法だと思いますが、その辺はどう考えていますか。

三井観光振興課長 まさに委員のおっしゃったとおりの課題がございます。

付加価値の高いツアーを造成するために、安全・安心な滞在環境を提供できるグリー

ン・ゾーン認証施設の利用、そして、県内観光施設で県立の文化施設、あとは、先ほども申しあげました山梨ならではの体験プログラム等を組み込むことなどで基準をつくっていかうと考えておまして、さらには、バス、タクシーなどの交通機関の利用を促進していくことも考えているところでございます。

そして、10月中には事務局を設置いたしまして、旅行事業者から申請を受け付け、ツアー自体は11月から開始できるように考えているところでございます。

飯島委員 何でもそうですけど、せっかくいいアイデアでもアピールが届かない、いわゆる広報を、旅行会社ももちろんやるとは思います、県としては、どう考えていますか。

三井観光振興課長 周知につきましては、JATA、ANTA等の旅行者等を通じて、その情報を広めていきたいと考えているところでございます。

(地域の音楽活動拠点等支援事業費について)

飯島委員 次に、観4ページの芸術文化推進事業費について、コロナ禍で芸術活動も停滞している中で、ライブハウスなどイベントに補助するというのはとてもいい取り組みだと思います。イベント、ライブ、規模がまちまちだと思いますが、規模に対する制約や決まり、100人のライブ、五、六人のセッション、いろいろあると思いますが、その辺はどう考えたらいいですか。

河野文化振興・文化財課長 補助先でございますが、基本的には、県民の文化芸術活動の裾野を支えるライブハウスや小劇場は、大体、地域の身近なところに存在する小規模な施設だと承知しております。その中で、そういった拠点を運営する事業者に対して補助を行っていくということでございます。なかなか施設の規模で区切ることは難しいところもございませうけれども、基本的には、どういう事業者、運営形態かというところを勘案して、縛りを入れてまいりたいと考えております。

飯島委員 そうすると、いわゆる補助先はプロと考えていいですか。例えば、学生たちが自分たちの仲間でこういうことをやろうと言ったときも、場所を借りたりする費用がかかる。今の答弁だと、プロしか認めない感じがしましたが、どうでしょうか。

河野文化振興・文化財課長 説明が不十分で、大変申しわけございません。今回の補助先は、県内で小規模な文化芸術活動拠点を運営する事業者でございますので、ライブハウスなど小劇場等を運営する事業者を対象としております。

飯島委員 あと、今回の予算は9月の補正予算ですが、計画はことしだけで、実施は来年というところもあるかもしれない。そういうイベントはどう考えたらいいですか。そういう人にも対象になりますか。

河野文化振興・文化財課長 ただいまの状態ですと、実は、ライブハウス、小劇場など、密閉性が高い

と思われるようなところは、活動自体を県民の皆様が懸念しているところがございます。まずは、そういった活動を再開していく、活動の機会を提供していただくために、イベントをできるだけ早期に開催してもらいたいと考えておりますので、年度内に実施するイベントを対象にしたいと考えております。

(やまなし冬のプレミアムツアー推進事業費について)

大久保副委員長 冬のプレミアムツアーということでお伺いしますが、現状も、宿泊業者、観光業者、交通業者、大変厳しい状況です。また、普通であれば11月から3月上旬までは閑散期で、本事業に期待するところが非常に大きいわけですが、まず3億5,000万円が、何人分か、お伺いしたいです。

三井観光振興課長 6万人分を予定しております。

大久保副委員長 6万人分ということであれば、飯島委員がおっしゃったように、旅行というのは、企画、応募、集客、ツアー催行ということで、どういう宿泊施設の予約で使えるようになるのか。11月からであれば、どの日に、どこの宿泊客を、どこの宿泊施設を押さえて、どこで食事をとるという一連のことが1週間、2週間ではできないものではない。いろいろな団体に可及的速やかに、もうどんどん進めていかないと、この6万人分というのは、非常に大きい数字なので、そこら辺はいかがでしょうか。

三井観光振興課長 既にさまざまな準備に取りかかっております。議会で御承認をいただければ、すぐにスタートしたいと考えておりますが、先ほども申し上げたとおり、10月中には事務局を立ち上げて、そして審査を行いまして、11月からは、できるところからどんどん販売を進めていきたいと考えております。

大久保副委員長 それで、8月6日でストップしていた県民割が、きょうからまたスタートとなります。前回の委員会でも私は指摘しましたが、県民割は、現状ストップになっている国のGOT oトラベルの代わりの事業ということですが、今、どのくらいの消化率でしょうか。

小泉観光文化政策課長 今のところ、詳しいところまでは出ておりませんが、5万人ほどの御利用をいただいているところがございますので、執行率は、30%から40%くらいというところになります。

鷹野委員長 大久保委員に申し上げます。県民割については所管事項で聞くようにお願いします。

大久保委員 少し脱線した部分がありましたが、パーセンテージ3割ということで、こういった部分も100%近く消化できるように、そして、事業の検証をしていただいて、もし伸びなければ、どういう部分が問題だったのか、確実に100%執行できるように、せっかくこれだけの予算盛りをしていただいているので、それを1点お伺いして、最後にさせていただきます。

三井観光振興課長 今回の事業は、観光事業者と協力しながら進めていくことにしておりますので、高い執行率を確保できるよう、頑張っていきたいと思っております。

(地域の音楽活動拠点等支援事業費)

臼井委員 先ほど、飯島委員が御質問された、観の4ページの芸術文化推進事業費のことで、1点、お伺いさせてください。知事が所信表明で、文化芸術活動をしっかり復興していかなければいけないとおっしゃられていました。今回の取り組みは、あくまで第一歩で、今後、文化芸術活動を通じた地域活性化の研究に着手して、さらなる施策の展開を検討していきたいとおっしゃられていました。文化芸術活動と言っても非常に幅広いと思えますけれども、今後の方向性は、どんな感じでいろいろと検討されていくのか、もし現段階でわかるのであれば、教えていただきたいと思えます。

河野文化振興・文化財課長 文化芸術には、人々の心を豊かにするだけではなく、地域社会を活性化する力があると考えております。

ただ、議員から御質問がございました内容につきまして、まさにこれから何を目指し、また何をしていくのかということについて、検討してまいりたいという状況でございます。

(やまなし教育旅行誘致推進事業費補助金について)

山田(七)委員 観の2ページ、ツアー造成促進事業費で、やまなしの教育旅行誘致推進事業費補助金についてお伺いたします。

先ほどの説明の中で、6月の実績がかなり好評だったという説明がありましたが、どのような好評な実績があったのか、まずお伺いたします。

三井観光振興課長 6月補正の事業で、販売を開始したところ、約1週間で予定をしておりました人数まで達したところでございます。その後も問い合わせが非常に多いため、ここでまた増額をさせていただき、問い合わせいただいた旅行のほうも受け付けることができるということでございます。

山田(七)委員 私の感覚だと、教育旅行は春や秋というイメージで、今の時期に補正でこの予算をつけて、教育旅行にはある程度の準備期間があるはずですが、今年度の教育旅行に適用されるという考えでよろしいですか。

三井観光振興課長 そのとおりでございます。

山田(七)委員 この1,998万円の予算は1人当たりが3,000円ですので、単純に計算すると、6,000人分ということになりますが、ツアー会社への手数料等もあると思いますが、実際、純粋に宿泊に使う人数は、どのくらいを想定しているのでしょうか。

三井観光振興課長 6月と今回の予算を含めまして、1万2,000人を予定しております。

山田(七)委員 教育旅行は、当然、毎年あって、ことし1回来ればいいというわけではないと思います。山梨のいいところをしっかりと実感していただいて、リピーターとなるようなつながりが必要になってくると思います。その辺の取り組みについて、お伺いいたします。

三井観光振興課長 委員のおっしゃるとおりでございます。教育旅行は、一度来ますと数年間は来ていただけるということを聞いておりますので、そういった方々を将来的にも取り込んでいけるように、今後もこの事業の検証をする中で考えていきたいと思っております。

山田(七)委員 県外からの教育旅行の来訪というのも当然必要になってくると思いますが、県内の学校に対しても、県内のいいところをしっかりと見てもらうことは、非常に大事なことだと思いますが、県内の学校への取り組みはやっているのでしょうか。

三井観光振興課長 今回の事業につきましては、ANTAの情報網等も使いながら、県内の学校等にもPRをしております。そういった情報網等も通じまして、また、教育委員会等の御協力もいただく中で、周知を図っていきたくと考えております。

山田(七)委員 最後に、先ほどの答弁の中でありましたけれども、当然、教育委員会との連携が非常に重要になってくると思いますので、しっかりと連携をとった中で、教育旅行に来ていただける学校が一校でも多くなることを期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(日本遺産に認定された昇仙峡の観光振興について)

臼井委員 日付を忘れてしまいましたが、先日の山梨日日新聞に「日本遺産に認定された昇仙峡の現状とアフターコロナ時代を見据えた新しい昇仙峡観光を模索している」という記事がありました。

昨年6月に相当な御努力の中で、日本遺産に認定されたわけですが、記事には「少しでも観光客の増加につなげたかった」という少し残念な地元の観光協会の会長のコメントが載っていました。確か、認定されると、文化庁から補助金が一定期間出ると承知していますが、その点はどうなっているのか、教えていただきたいと思っております。

三嶋観光資源課長 委員のおっしゃったとおり、昇仙峡が日本遺産の認定を受けまして、現在も国の補助金を活用した事業の取り組みが進められているところでございます。今年度につきましても、日本遺産関係の事業は、かなりありまして、例えば、主立ったところを申しますと、馬車道のところを長潭橋のほうから上がっていきますと、天鼓林というところがございます。昇仙峡の一带の中でもかなり有名なところではありますけれども、雑木が非常に生えてしまって、景観的にも余りよろしくない状況にあるところがございます。そういったところの整備をするということで今、進めているところでございます。

それから、日本遺産昇仙峡の魅力を発信するためのホームページを今年度つくるということで、作業を進めているところでございます。

また加えまして、上のほうに県営の駐車場がございますが、そのトイレにつきましても、今年度、改修工事をいたしまして、皆様によりよく使っていただけるように整備を進めております。

それから、こちらは甲府市中心に進めているものですが、観光客に来ていただくための新しい魅力をどうつくっていくかということで、アウトドアのアクティビティを今後昇仙峡にどのように取り入れていくかという調査活動にも現状、取り組んでいるところでございます。

臼井委員

甲府市が中心となって、甲斐市、あるいは県も絡んでいると思いますけれども、昇仙峡の地域活性化推進協議会というものが立ち上がっていると思います。ただ、僕の調べ方が悪いのかもしれませんが、余り情報が拾えないんですね。協議会の活動の内容について、もちろん、何かしらやっているとありますが、現状、この協議会の開催状況とか、あるいは具体的な協議内容、今おっしゃっていただいたようなことも協議されているかと思いますが、なかなか見えないので、そこら辺の状況をかぶるところはあるかもしれませんけれども、教えていただけたらと思います。

三嶋観光資源課長 日本遺産の関係の協議会につきましては、甲府市が中心となって事務局の運営、会議の開催をしております。今年度につきましても、7月に全体会議を甲府市役所で開催いたしまして、その中で、今年度取り組むべき事業についてお諮りさせていただき、それをもとに、先ほどの御質問の中でお答えさせていただいた事業について取り組んでいるところでございます。

それから、どういった活動をしているか、なかなか見えづらいというところですが、例えば、先週の土曜日の山梨日日新聞に、これは昇仙峡観光協会さんが主体となってやる事業になりますが、荒川ダムを活用したカヌー体験、あるいはマウンテンバイクの体験、それからアウトドアサウナの体験、あとはトレッキング等々について、この秋に力を入れて取り組んでいくということで、情報発信をするなど活動していただいているところでございます。

臼井委員

確かに、カヌーの体験とか、大々的に新聞広告が出ていたと思います。ただ、それは、活性化推進協議会が主なのか、以前から観光協会が主体的にやっていたような気がしません。甲府市役所かもしれませんが、議事録などは出てなくて、繰り返すようだけれど



も、活動がされているのかどうか。だから、日本遺産の補助金も、先ほどおっしゃられたようなところでどういう形で使われているのか、なかなか見えにくいところがあったので、その点を改めて伺いたいと思います。

三嶋観光資源課長 委員から御指摘のありました協議会の情報につきましては、私のほうで議事の内容などが、皆さんにきちんと届くように、確認をさせていただいた上で、甲府市に伝えさせていただきます。

臼井委員 ぜひよろしく願いいたします。観光協会の会長さんが、とにかくコロナで非常に厳しかったとおっしゃっていました。この記事が出たときに、私も昇仙峡に行きましたが、平日だったのでやむを得ないかもしれませんが、本当に閑古鳥が鳴くような寂しい状況でした。

もう一つ、記事の中で、時代とか環境に合った昇仙峡の取り組みを今後進めていき、観光客の増加につなげていきたいと強く御決意されるようなコメントも載っていました。富士北麓と八ヶ岳南麓のちょうど真ん中かわかりませんが、昇仙峡の活性化は、山梨県全体の観光需要の増加、喚起という意味では、大変重要なポイントだと思っています。

それができることによって、例えば、湯村温泉も常連さんは来ていらっしゃるけれども、非常に宿泊客が低下してきている状態で、もちろんコロナもありますから細かい原因はわかりませんが、ただ、そういった形で、昇仙峡やその周りにある、武田神社、県立美術館、いろいろありますけれども、ぜひそういったところにも相乗効果をつなげていく御努力をしていただきたいと思います。

先日お示しいただいた観光需要回復に備えた施策方針も拝見させていただきました。いろいろと新たな取り組みも盛り込まれていたような気がいたしますけれども、ぜひその方針に書かれているものをどんどん具現化していただきたいと思いますし、昇仙峡にもそれを生かしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、私は、昇仙峡は、相乗効果を持つ非常にポテンシャルの高い観光エリアだと思っていますが、県として、今後、昇仙峡に対してどのように取り組んで、成果を上げようとしているのかをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

三嶋観光資源課長 昇仙峡につきましては、当然、活性化協議会の中に県も名前を連ねていますし、昇仙峡のエリアの中には、県で持つ施設もございます。そういったところについても、県では、この日本遺産の動きとしっかり呼応して、手を入れるべきところはしっかり手を入れ、地域全体としての魅力向上を図っていくことはもちろんでございます。

それから、今、甲府市が中心となって取り組んでいる日本遺産関係のさまざまなものの中には、例えば、昇仙峡は、もともと歴史的に修験道というものがあつたり、そういったもともとあつた魅力に改めて光を当てて、磨き上げをして、外に発信をして、お客様を呼び込んでいくことにつながるような事業についても、今、調査研究を進めているところでございます。甲府市等々の動きと合わせて、県でもしっかりと情報を発信して、取り組んでまいりたいと考えてございます。

鷹野委員長 改めて委員長より申し上げます。質問及び答弁は整理して簡潔にお願いいたします。

浅川委員 臼井委員の補足です。先週の土曜日の山梨日日新聞に昇仙峡の宣伝が載っていましたが、金額を聞いたら180万円だそうです。あの中に4つのアクティビティがありましたが、あれは丸投げしていますよね。地域の人たちが絡んでいないのではないかと心配で、エルクさんとか企業に委託していますよね。あれは広告ですよ。スポンサーみたいなものがいっぱい書いてあったけれど、あれではだめです。地域の人たちが絡むのが本質的な観光だと思います。

三嶋観光資源課長 委員のおっしゃるとおり、観光振興を図っていくためには、やはり地域の方がいかに多くその中に入っていくか、地域全体として取り組んでいくかが非常に大事な部分だと思います。

ただ、今回の事業につきましては、昇仙峡の新たな魅力をどうつくり上げていくか、まだスタートを切ったところで、新たな取り組みとして、昇仙峡観光協会さんとエルクさんなどで実施をしていくものでありますが、こういう事業がきちんと地についていくというその中では、地域もしっかりと巻き込んで事業を継続していく、あるいは、発展させていくことが必要になってこようかと考えてございます。

(県民限定グリーン・ゾーン宿泊割について)

大久保副委員長 先ほどの県民割でお伺いします。8月6日にストップされて、きょうから再スタートとなります。現在の執行が3割ということですが、検証しますと、使い勝手が悪い要因は、12月までの宿泊が対象ですが、締め切りが10月30日という期限のこと。あと、3万円の宿泊であっても上限5,000円がマックスという金額のことがあると思います。

知事もこの前、感染レベルが低い近隣県、静岡、山梨、長野、新潟と一緒に、国に働きかけをしていただきましたが、やはりとにかく宿泊ということで、フォローアップされているのが宿泊と飲食です。当然、ガソリンスタンドがあったり、公共交通があったり、影響はいろいろな業種に及んでいて、とにかく、補助があっても人が来ないことにはもう大変な状況で、確実に執行率を上げるためのお考え、具体的な働きかけを望むところですが、いかがでございましょう。

小泉観光文化政策課長 まず、期限でございますが、この事業自体は国の事業でございますけれども、国の制度がだんだんと変わってきておまして、現在のところ、12月31日までの利用をしていただくのに、12月31日まで販売させていただけるということで、一時期、8月の31日までだったり、10月の31日までだったり等ございましたが、期限のほうは使い勝手がよい方向に延びております。

上限につきましては、これも国の事業でございますので、1万円以上を御利用いただく方には5,000円、5,000円を超えて1万円未満の方には2,500円という制度を県の都合で変えられるところではございません。

山梨県民限定ということでございますので、どうやって事業をふやすかというところ

でございますが、きょう10時から改めて再開をいたしました。10月の中旬には、改めて県民の方々に使っていただけるように、キャンペーンという形で、販売促進につながる取り組みを行ってまいりたいと思いますので、そちらのほうを通じて、県民の方に訴えてまいりたいと思います。

(信玄公祭りについて)

浅川委員

期待していた信玄公生誕500年記念の信玄公祭りがことし、やむなく延期ということで、残念に思いますが、昨年は中止になった分のろし花火という形で、リレーをやった覚えがあります。予算があるはずですが、この予算をどうやって活用するのか、この冬の観光振興について、部長、最後、お答えください。

赤岡観光文化部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。信玄公祭り、それから生誕500年記念事業を、この10月の末から11月の初旬で予定をしておりました。コロナの影響を鑑み、来年の春に繰り越すことになって、私どもも準備を進めて、これを機会に観光客のV字回復を期待していただけないかと、大変残念な思いしております。

ただ、前回、信玄公祭りに絡んで、のろしイベントをやったとのことですが、今回、特に信玄公ということテーマに何かをするという特段の予算があるわけではございませんので、かわりのイベントの用意はございません。

そのかわりということではございませんけれども、この9月の補正予算で、できる限りのV字回復に向けての経済対策を用意しておりますので、それを着実に進めるとともに、来春には盛大にお祭りを開催して、全国から皆さんをお呼びできるような準備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

## 主な質疑等 農政部関係

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金について)

大久保副委員長 課別説明書の農の3ページ、モモせん孔細菌病秋季防除対策支援事業費補助金についてですが、地元の笛吹市がある峡東地域は日本一の桃の産地です。令和元年にモモせん孔細菌病が発生しまして、2年連続で大打撃を受けて、農家の方も非常に厳しい状況でしたが、ことしは被害が少なく、出荷量が回復したと聞いております。改めて本年の発生状況と、また、被害が減少した要因をお伺いしたいと思います。

斉藤農政部参事 初めに、モモせん孔細菌病の本年の発生状況であります。この病気にかかる葉つ

ばに穴があいたような症状が出ますが、ことしの春先には、そういった症状は一部の地域、一部の園で結構散見されました。ただ、その後、一般的であれば、葉っぱへ出ると果実へそれが伝染して、大きな被害になりますが、ことしは、果実への被害はほとんど見られなかったということでもあります。

御質問にありましたように、ことしの発生が少なかった原因ですが、天候によるものと思います。きょうも台風が来ていますが、この病気は、秋の台風などで園地にまん延する、あるいは、生育期にひょうなど強い風があると、それでまん延すると言われていきます。昨年の秋にたまたま、台風などの襲来がほとんどなかったということが1点考えられます。

あともう一つは、農家の皆さんが防除に対して非常に熱心に取り組んでいただきまして、対策がしっかりできたことが原因ではないかと考えられます。

大久保副委員長 今の説明によると、ことしは比較的少なかったということですが、長雨、そして、これから秋の台風も温暖化で心配される中、ボルドーという薬剤が基本だと思いますが、薬剤もいろいろ、高かったり、安かったりしますし、防除薬剤に関する経費と具体的な理由、具体策を踏み込んでお伺いしたいです。

斉藤農政部参事 この秋の防除の対策はさまざまなものがありますが、薬剤とすると、ボルドー液もそうですが、銅が入っている薬剤が一番効果的で、かつ、残効期間が長いので、散布回数も少なくできるということで、県では、基本的にはボルドー液を散布してほしいと指導しております。

このボルドー液は、ほかの化学構成の殺菌剤より安価という特徴もありますので、ボルドー液の散布をしていただくよう、今回もそういう経費に対して助成をすることにさせていただきます。

大久保副委員長 とにかく、終息が大事だと思います。耕作放棄地や、高齢者でできないところもあり、風が吹くと根本的な防除にならないということで、今後、撲滅に向けての課題が幾つかあると思います。とにかく撲滅です。先ほど病気が残っていれば、また風で伝染するという話があったので、そこら辺の見解をお伺いしたいです。

斉藤農政部参事 委員の御指摘のとおり、やはり、地域で一斉に、なるべく全ての圃場で散布していただくことが、一番の防除の効果を高める対策であると思います。よその県の話をお聞きすると、防除対策を徹底しても、やっていただける方の数が少なく、全ての方に徹底できないことが、毎年毎年被害が繰り返し出ている原因ではないかと思えます。

今、普通に桃をつくっている一般の農家の方は、すでに1回目の防除もかなり行き届いているようですが、委員の御指摘のように、やっぱりそこに桃園の耕作放棄地があったり、あるいは、管理が不十分な、労力がない方が散見されるということがありまして、そこがまた越冬源になったりすることが考えられますので、今、関係の市町、あるいは、農務事務所が連携しまして、防除が徹底されない園を探して、そこに「防除してください」と働きかけること、あるいは、耕作放棄地になったり、不在地主の方がいらっしゃ

ったりして、なかなか100%というわけにはいかないですが、特に峡東地域の桃の産地の3市については、個別に連絡をとって、例えば、木を切っていただけないかということをお願いしているところです。地道な努力をしていただいていることもかなり功を奏して、効果が出てきて、ことしの発生が少ないものに結びついたのでないのかと考えます。

大久保副委員長 ことしは、需要と供給で数が少ない分、単価が非常に高く、農家の皆さん、桃、ブドウ、非常に喜んでいるところです。また、撲滅イコール地域の生産安定、また県産果実の将来に向けての大きな財産になるということで、来年春に向けて、撲滅宣言は無理かもしれませんが、撲滅に向けて、さらに鋭意努力をお願いしたいと思います。最後に一言お願いします。

斉藤農政部参事 県としましても、来年の春にはこの病気が終息するように、委員のおっしゃるように、撲滅できるようにしていきたいと思います。幸い、ことしは発生が少ないので、菌の密度もかなり下がっていますので、ここで徹底的に防除をしていけば、本当に来年の春の終息が目に見えるような形でできるのではないかと考えております。

今までも、県では、このせん孔細菌病の防除マニュアルを農家全戸へ配りまして、農協さん、関係市町の方、あるいは農務事務所の職員が、防除の徹底の研修会をやるとか、農協さんでは農家の方へメールを入れるとか、あるいは市では広報などを使って防除の徹底をお願いしています。再度、これを徹底して、防除マニュアルに沿った薬剤散布もそうですし、来年の春の防除対策もいろいろありますので、そういうものを組み合わせ、ぜひこの病気を撲滅したいと考えております。

(海外商標登録事業費について)

飯島委員 農の2ページの農産物ブランド化推進事業費の海外商標登録事業費について、幾つかお伺いします。

説明にもありますように、とても大事な案件でありまして、私の認識として、海外の商標登録は、既にやっていると思っていました。まず、海外商標登録というのは、既に何件かやっていて、この予算は、商標登録の追加をするということですか。それとも、初めての取り組みですか。

石川販売・輸出支援課長 今回商標登録するものは、先ほど御説明しました「おいしい未来へ やまなし」と「4パーミル・イニシアチブ農産物」のロゴマークの2種類になります。両方とも、国内出願のほうは、既に出願をしておりますが、海外につきましても、まだということになっております。

飯島委員 済みません。私がよく聞いていなくて、2種類ということですね。今説明がありましたように、国内出願はして、海外はこれからということですが、相手国が、東南アジア、アメリカ、ヨーロッパなど、その国その国で個別に対応するということですか。

石川販売・輸出支援課長 商標登録を予定しております具体的な海外の国、地域につきまして、主な輸出先となっております香港、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、UAE、それから今後の輸出を見込みまして、中国本土、あるいは韓国といった国、地域を予定しております。

登録するための出願につきましては、二つの登録の手続があります。一つが、マドリッド協定議定書の締約国である国に対して、一括して手続を行う方法、それから、締約国でない国につきましては、各国別に出願をすることになります。

マドリッド協定に基づく出願につきましては、中国、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、韓国であり、一括して国の特許庁に申請をいたします。そうしますと、特許庁から国際機関に通知が行きまして、そこから各国別に通知がされます。そして、各国でそれぞれ審査が行われます。直接出願につきましては、先ほど申し上げた国以外になりますが、各国の現地の代理人に直接依頼をするという形で出願をします。

飯島委員 丁寧ありがとうございます。それで、海外商標登録をすると、例えば、自動車免許には更新がありますが、これは1回すれば、半永久ですか。

石川販売・輸出支援課長 商標登録ですが、特に更新ということはなく、一度登録すれば、そのままと承知をしております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 113 号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

質疑

(すもも産地競争力強化支援事業費補助金について)

山田(一)委員 藤本議員の本会議でも質問が出ておりましたが、種類が多くて驚きました。こんなに種類があるのかという中で、高付加価値というか、そういう苗木は、どういう種類ですか。

塚原果樹・六次産業振興課長 優良品種ということによろしいですか。

山田(一)委員 そうです。

塚原果樹・六次産業振興課長 優良品種につきましては、貴陽やサマーエンジェルのように、果実の肥大が良好で、食味がすぐれるというようなものを想定しているところですが、現在、そういったものについて調整をしているところでございます。

山田（一）委員 峡東地域、それから南アルプスなどの産地にとっては、非常に大変なことだと思います。桃やブドウにばかりイメージがいていたものですから、スモモの量、農家も含めて、少し驚きましたが、この補正予算に対して、もちろん反対ではないですが、改植なども含めて、実際に農家からそういう要望は上がっているのでしょうか。

塚原果樹・六次産業振興課長 まず、今回の改植について、780万円の補正予算をお願いしております。現在、スモモにつきましては、今回の話がほぼ9月に出たものでございます。したがって、今年度中に供給される苗木の量には制約があるということで、現在、最大限実施できる部分について、今回、予算を計上させていただいたものです。

山田（一）委員 この機会だから聞かせてもらって申しわけないですが、「桃栗三年、柿八年」と、よく言いますが、外圧が来ている中で、いわゆる果実として出荷できるには、改植して大体どれぐらいなのか、そのスピード感について教えていただけますか。

塚原果樹・六次産業振興課長 ほかの桃もそうですけれども、やはり初めて果実がなるまでと、その後も、ある程度、実がしっかりしたものになるための期間がありますので、なるまでに3年ほどかかり、その後、しっかりした木になるのに、さらに年数がかかるという状況になります。したがって、今回の改植につきましても、県内の農家やJAの要望を踏まえて、さらに改植のペースを加速させていきたいと考えております。

山田（一）委員 自由経済の中では、ある意味やむを得ない部分もあるので、むしろ今後は、販路をしっかりと確保すること、ぜひ市場の開拓も含めて、前向きなことも一緒に考えていかなければならないと思いますが、その部分について、最後、お答えをいただけますでしょうか。

石川販売・輸出支援課長 アメリカからのスモモの輸入が解禁されたということで、国内の販売を強化していかなければならないと考えております。スモモを含めました県産農産物のPRにつきましては、ことし4月に、「おいしい未来へ やまなし」というキャッチフレーズで、高付加価値化を目指し、国内外に向けて積極的にPRをしているところでございます。スモモにつきましては、今年度、既に出荷シーズンを終えています。今回、特段の追加補正に経費は計上してはございませんが、来年度の出荷シーズンに向けましては、県産スモモのブランド力を高められるように、より積極的なPRを検討してまいりたいと考えております。また、あわせまして、JAなど農業団体等と連携しまして、PRすとか、販路開拓にも、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

坂内農政部長 実際にアメリカ産のスモモをいただきまして、非常に脅威に感じたわけでございます。先ほど述べましたように、県としましても、やはり、国産のスモモ、山梨県産のスモモ、あるいはアメリカ産のスモモ、どういう違いがあるのかをしっかりと消費者に説明をして、対話が必要だと思っています。そうでないと、同じようなことが幾らでも起こ

りますし、現にアメリカからは、いろいろなブドウなども、どんどん入ってきています。そういう状況で、いかに消費者に理解してもらおうかというところに注力をしないと、安いからいいという消費者層も一定数いるわけで、何が、どこがいいのかというのを、私どもも知事を先頭にトップセールスをしながら、わかってもらおう努力をしなければいけないと思っています。

それには、例えば、SNSでの情報発信、動画を使った発信といったものも含めて、当然、市場関係者にもしっかりと宣伝していきます。ただ高品質だと言っても、わかりにくいところもありますので、今やっている4パーミル・イニシアチブなど、おいしさの先を行く付加価値というものも、絶えず、消費者とコミュニケーションをしてわかってもらおう努力をしていかなければならないと思っています。

討論           なし

採決           全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(防災重点ため池について)

山田（七）委員  県内の防災重点ため池について、幾つかお伺いしたいと思います。

農業用ため池は水田農業を支える重要なインフラ整備であります。万が一、大地震や集中豪雨に被災しますと、刈り入れ時期に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。ことしの7月の九州南部の集中豪雨では、鹿児島で農業用ため池があふれ、下流の集落に被害を及ぼしたとの報道もありました。このような被害を未然に防ぐためには、ため池の防災対策を着実に進めていくことが重要であると考えます。県でも防災重点ため池の整備を行っていることは承知しておりますが、県内の防災重点ため池の総数とこれまでの耐震化の整備状況について、最初にお伺いいたします。

茂手木耕地課長  御質問の防災重点ため池でございますけれども、県では、これまでに89カ所を指定しております。そのうち、防災対策が必要なため池は65カ所でございます。また、令和2年度までに、対策が必要なため池19カ所の整備を行ってまいりました。今後、対策が必要となってくるため池は、今年度整備しているものを含めまして、46カ所となっている状況でございます。

山田（七）委員  先ほどの答弁の中で、今後対策を行うため池が46カ所ということでありませけれども、何年度までの全カ所整備を目指しているのか、整備方針、ロードマップをお伺いいたします。



茂手木耕地課長 昨年10月に、国で、防災重点農業ため池に関する特別措置法が施行され、それに基づく財政面での有利な事業を活用して、防災重点ため池の整備を進めているところでございます。

また、この特別措置法が時限立法になっておりまして、期限が令和12年度末までとなつてございますので、それまでに全ての防災重点ため池の整備を完了できるよう、計画的かつ集中的に取り組んでまいりたいと考えております。

山田（七）委員 次に、韮崎市内の防災重点ため池の総数とこれまでの整備状況について、お伺いいたします。

茂手木耕地課長 韮崎市内では、防災重点ため池として9カ所指定してございます。そのうち、令和2年度までに7カ所のため池の整備に着手して、完了しているところでございます。

山田（七）委員 9カ所中7カ所が整備されているということで、残り2カ所ということになりますけれども、この2カ所について、これからの整備方針、ロードマップをお伺いいたします。

茂手木耕地課長 御指摘のありました韮崎市内の未整備箇所につきましては、韮崎市の穂坂町にあります馬場堤のため池、また韮崎市の神山町にあります池の平のため池の2箇所で、こちらのため池につきましては、本年度、事業化に向けた調査を行っているところでございます。来年4月に事業採択ができるよう、現在、国と協議を行っているところでございます。また、事業採択後に着実に防災対策が進むよう、今後もしっかり準備してまいりたいと考えております。

山田（七）委員 韮崎市内におきましては、この沢村堤や山口ため池等を整備されたことですが、ため池の整備や対策方法等に検討を要するので、なかなか容易でないと承知していますが、昨今の集中豪雨や異常気象による土砂災害、また、決壊による水害や不安定な気候による安定的な営農等で、住民の皆さんの不安は本当に大きくなってきています。ため池の整備だけが問題になっているわけではないと思いますけれども、早期の整備完了を目指して、農家が安心して使うことができる取り組みをぜひとも進めていただくことを強くお願いをして、質問を終わりたいと思います。

（食肉流通センターの牛肉混入事案について）

飯島委員 畜産課所管の食肉流通センターの牛肉混入事案について、幾つかお伺いしたいと思います。きょうの山梨日日新聞にも出ていました。大事な問題で、人間の体に入ることありますので、お時間をいただければと思います。

私は、実はことしの春、食肉流通センターの視察をさせていただいて、職員の皆さんが大変な仕事をされていると感動して、とても勉強になりました。県内で売られている肉も大事に食べないといけないという思いをして帰ってきました、6月の議会で混入事案について質問させていただきながら、原因究明と再発防止策について答弁をいただいたところですが、その後、8月に、賞味期限切れの牛肉を流通した疑いがあるという報

道がされました。お店屋さんもそうですけれど、特に台所を預かる奥さん、お母さん方は、今、とても敏感になっていて、はっきり申し上げて、不信感を持っている人がとても多いと感じています。そういうわけで、この混入問題と賞味期限切れ疑惑については、きちんとこの議会でたかさなければいけないという思いで、何点かお伺いしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、牛肉混入問題について、法令違反に関する国や県からの勧告等の内容については、どのようなものでしょうか。

渡邊畜産課長 まず、今回の牛肉を混入した問題につきましては、甲州牛以外の牛肉を混入しているにもかかわらず、甲州牛と表示したということで、食品表示法という法律に抵触することになります。また、もう一つございまして、甲州牛以外の原材料を、個体識別番号というのが牛肉にはございますが、それを表示しなかったことに対する牛トレーサビリティ法の二つの法令が挙げられているところでございます。

食品表示法を所管しているのは山梨県でございますので山梨県から、牛トレーサビリティ法を所管しているのは国でございますので国から、それぞれ、まずは表示や帳簿の確認、その後、原因究明を行って、その後の再発防止策については9月末日、それぞれ期限を切られて、報告するよう、指示及び勧告が出されたところでございます。

飯島委員 県の出資法人で、駒井社長は県のOBでありますから、ほかの企業の模範になるような組織にならなければいけないと私は思っています。耳の痛いことかと思いますが、民間企業だったら、取引停止で倒産ということも考えられると思います。それだけ私は深刻だと思っています。産地偽装はもちろんよくないことですが、賞味期限切れについても、消費者にとっては重大な問題です。賞味期限切れ牛肉の疑い事案について、詳しく教えていただけますか。

渡邊畜産課長 賞味期限切れの疑いの事案につきましては、発端は、8月にセンターが実施いたしました内部監査で、甲州牛を提供した事業の中に、賞味期限切れの原材料を納入した可能性が判明しました。直ちに保健所に報告し、保健所の立入調査が行われたところでございます。立入検査の結果でございますが、実は、賞味期限切れ牛肉の流通の事実は確認できませんでした。ただ、可能性を否定することもできないということで、食品衛生法を所管する保健所から、まずは在庫の確認、賞味期限切れを疑う提供先での体調不良の有無の確認、あとは改善計画というものを、9月末日でございますが、報告するよう、指導注意票というものが出されたところでございます。なお、現在までに、この疑いのあった日の提供牛肉による体調不良の報告はないと聞いております。

飯島委員 法令違反等に関する報告は、食肉センターが農政部を経由せずに国等に直接提出したと承知していますが、県は、再発防止に向けて、どのように指導しようと思っているのでしょうか。

渡邊畜産課長 国や県に対する再発防止策の報告につきましては、期日までに提出したと報告を受け

ております。その中の再発防止策では、やはり法令順守や資質向上のためのコンプライアンス教育の徹底を行う、あとは、仕入れ、在庫管理、販売に関するガバナンスを徹底するという中身で報告をされていると聞いております。県としては、やはり県民からの信頼を得られる会社となるよう、法令順守はもちろんのこと、この再発防止策の確実な実行を強く指導してまいりたいと考えております。

飯島委員 いろいろな項目を精査して、コンプライアンス等をしっかりとやるとおっしゃっていただきましたが、きちんと実行しないと、もちろん私見ですが、何回もこういうことがあるというのは、組織的に何か問題があるのではないか、人間関係とか、そういうことを思ってしまう。それだけ大事な問題と捉えていただきたいと思います。

そして、やはり責任という問題があります。かかわった職員、あるいは管理をしている人、あるいはトップの駒井社長、その職員を含めた処分というか、その責任に対する対応は、どうするのですか。

渡邊畜産課長 済みません。再発防止策の中で、私がしっかり説明をしませんでしたが、責任の所在を明確にするということも、再発防止策の中に入れております。センターといたしましては、まずはそれぞれの仕事のチェック体制の強化をする中で、誰がそこで責任を持つのかということも踏まえて、再発防止策をつくってございます。また、処分につきましては、賞罰委員会というものを別途開催して、該当した職員については、これから処分していくこととなります。

飯島委員 人間だから誰でも間違いを起こします。だけど、やっぱりそこはしっかりけじめをつけて、事実を明らかにして、とるべき責任はとらないといけないと思います。

新聞記事によると、センターは30日に、農林水産省関東農政局と県に、再発防止策などをまとめた報告書を提出したと載っていますが、受け取っていますか。

渡邊畜産課長 県の提出先が、食品表示法につきましては、それぞれの所管がございまして、基本は県民生活部が所管しておりますので、そちらに提出をしているところでございます。

飯島委員 そうすると、県民生活部に届いていて、農政部はノータッチということですか。

渡邊畜産課長 提出する前に、私は取締役会に出席をしているので、その内容は承知をしております。

飯島委員 そうすると、この報告書の資料請求をしたいと思いますが、ここではできないということですか。県民生活部ということですか。

渡邊畜産課長 所管は県民生活部の県民安全協働課になりますので、そちらにお願いをしていただければと思います。

主な質疑等 観光文化部関係

※所管事項

(県民限定グリーン・ゾーン宿泊割について)

鷹野委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。この際、申し上げます。本日の委員会における観光文化部の所管事項の審査の際、大久保委員から質問のありました県民限定宿泊割の消化率について、執行部から答弁いたしたい旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

小泉観光文化政策課長 今、委員長からも御説明いただきましたけれども、大久保委員から御質問がありました宿泊割の消化率の答弁といたしまして、30%から40%ほどという御回答をさせていただきましたが、正確には15%ほどということでございます。

なぜこのようなことになってしまいましたかと申し上げますと、6月補正のときに増額補正をしておりましたが、その際の総事業費が変わったところを、今回の数字にきちんと入れておりませんで、率が高いままになってしまいました。大変申しわけございませんでした。

鷹野委員長 執行部からの説明が終わりました。ただいまの説明の御不明な点について、質問はありませんか。

以上で質疑を打ち切ります。小泉課長はここで退席となります。

主な質疑等 農政部関係

※所管事項

(食肉流通センターについて)

次に、本日の委員会における農政部所管事項の審査の際、飯島委員から質問のありました食肉流通センター報告書について、執行部から答弁いたしたい旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

渡邊畜産課長 午前中に飯島委員から御質問のありました山梨食肉流通センターの報告書につきまして、修正をさせていただきます。

開示請求先についての御質問ですが、まず、食品表示法の所管は県民生活部になりますが、実際の報告書を提出した先につきましては、農政部の峡東農務事務所が受理しております。また、賞味期限切れに関することは福祉保健部が窓口になりますが、そちらの報告書は峡東の保健所が受理しておりますので、それぞれ、開示請求につきましては、峡東農務事務所及び峡東保健所ということで修正をさせていただきます。

また、委員会への資料請求の話がございました。これにつきましては、民間の会社が

それぞれ県に出しているものでございますので、執行部としての御提出につきましては、できない旨、御了承いただければと考えております。よろしく願いいたします。

鷹野委員長 執行部の説明が終わりました。ただいまの説明の御不明な点について、質問はありませんか。

飯島委員 午前中の話だと県民生活部ということでしたが、今、話があったように、偽装と賞味期限切れと2種類あって、偽装のほうは峡東農務事務所、賞味期限については峡東保健所ということで、農務事務所の場合は当然この委員会、保健所は福祉保健部の管轄になるかと思えます。

課長から、民間の会社なので差し控えたいという話がありましたが、センターは県の出資法人で、全く民間でもないので、こういうことの情報開示は、私は必要だと思いますので、農務事務所のほうの偽装表示について、委員会として、資料請求をしていただきたいと、委員長にお諮りしたいと思えます。

鷹野委員長 渡邊畜産課長、情報開示の手続の方法について、説明があればお願いしたいと思えます。

渡邊畜産課長 法を所管するところが別のところになりますので、そちらとも調整が必要になるかと思えます。今ここで、私どもは即答できなくて、法を所管するところとの調整が必要となりますので、お時間をいただけますでしょうか。

鷹野委員長 飯島委員に申し上げます。委員長預かりでよろしいでしょうか。

飯島委員 はい。お願いします。

鷹野委員長 ほかに御質問はございますか。以上で質問を打ち切ります。渡邊課長はここで退席となります。

## 主な質疑等 企業局関係

※第 111 号 令和3年度山梨県営電気事業会計補正予算

### 質疑

(次世代エネルギーシステム開発事業について)

大久保副委員長 企業局3ページの継続費補正で、次世代エネルギーシステム開発事業で何点かお伺いします。米倉山で燃料電池の基盤技術の研究、そしてFC-Cubicを初めとした、いろいろな企業が入られるということで、非常に期待するところが大きいです。いろい

ろな企業の誘致をして、交流できる施設を目指すということで、やはり、本県がカーボンニュートラルの旗振り役で、山梨県をPRするいい機会だと思います。このビレッジの施設概要と整備スケジュールについて、簡潔に再度、説明をお願いしたいです。

宮崎企業局新エネルギーシステム推進室長 米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジにつきましては、水素・燃料電池などの次世代エネルギーに関する世界最先端の研究開発を行う企業、研究者が集いまして、相乗効果を得ることにより、新たな産業の芽を創造し、県内産業の発展を目指すことを目的に整備する施設でございます。米倉山のP2Gシステムの水素出荷施設の隣接地に、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積3,775平米の建物を、ことしの9月から来年の8月末を目途に建設をいたします。令和4年度末を目途に、都内からFC-Cubicが移転することになっておりまして、令和4年度末の供用開始を予定しております。

大久保副委員長 当初に比べて事業費が増額したということで、ここでまた5億2,800万円の大きい補正が出てきた要因をお伺いしたいです。

宮崎企業局新エネルギーシステム推進室長 カーボンフリー化に向けた世界的な流れを受けまして、FC-Cubicが行う燃料電池と基盤技術に関する評価・試験に対しまして、各メーカーから非常にニーズが高まっている状況でございます。こうしたことを背景に、FC-Cubicにおきましては、米倉山への移転を機に、実験室の機能の大幅な拡張をしたいという申し出がございまして、FC-Cubicと協議を行ってまいりました。その結果、FC-Cubicにおいて機能拡張の規模が固まりまして、当該ビレッジの設計を見直した結果、機械設備やガスの配管に係る特殊工事がふえ、実験装置等の増加に伴う構造の強化ということもございまして、結果として、事業費が5億2,800万円の増加となりました。整備に要しました費用については、FC-Cubicを初めとした入居する企業から徴収する入居料金で回収する予定になってございます。

大久保副委員長 おおむねの理解はいたしました。

あと、入居する企業を探しているということですが、何社、また、どのくらいのスパンで入居につなげていくのか、お伺いしたいです。

宮崎企業局新エネルギーシステム推進室長 当該ビレッジにおきましては、水素・燃料電池などの次世代エネルギーに関する世界最先端の研究開発を行う企業が入居するスペースとして、現在、12部屋を用意してございます。FC-Cubicは、そのうち4部屋を使うということで予定しておりまして、さらに、これまで研究開発を共同で行ってきた企業等に対しまして、入居に関する協議を進めているところでございます。

リニア中央新幹線が開通し、人材の交流が活発化する2030年ころに向け、新たなイノベーションを創造して、県内産業の発展を促すために、1部屋から2部屋程度は公募によって新たな企業が入居するような、水素エネルギー等の国のプロジェクトに参画するなど、最先端の技術を有する企業の入居を検討していきたいと考えております。施

設整備とあわせまして、入居方針を固めた後、今年度末までに入居企業を決定したいと考えております。

大久保副委員長 企業誘致は非常に大事ですし、雇用にもつながる。それでまた、若者の人口減少や東京へ流出抑制にもつながるといことで、人口が減っている山梨県のいろいろな課題を解決する大きな核になると思います。そこら辺に向けて、部局同士も連携を取って進める必要があると思います。またとないチャンスなので、関連する企業だけに限らないと思いますが、そこら辺をお聞かせいただければと思います。

宮崎企業局新エネルギーシステム推進室長 今回の誘致に関しましては、産業労働部と連携しながら、FC-Cubicの誘致をいたしました。さらに、こちらの事業については、県のエネルギー政策とも連携をする中で進めさせていただこうと思っております。また、山梨大学にも、世界最先端の燃料電池の研究施設がございますので、そちらともしっかり連携をしながら、我々だけではなく、産学官、全てが一体となって、山梨県が水素・燃料電池の最先端の地域になるように努力していきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第112号 令和3年度山梨県営地域振興事業会計補正予算

質疑

(丘の公園について)

浅川委員 地元のことから、若干触れさせていただきます。今、雨宮総務課長から現状の課題や新事業の検討という御説明がありましたが、どんなことを検討していくか教えてください。

雨宮企業局総務課長 具体的な委託の内容ということで御質問をいただいたと思います。

委託につきましては、資産価値を最大化するために、まず現在実施しておりますゴルフ事業、レストラン事業、さらにレジャー事業のどこに問題があるのか、どう改善すればよいのか、あるいは、事業を縮小・廃止すべきなのか、事業を継続する場合には、今後どれだけの収益が見込まれるのか等について、調査検討を委託する予定でございます。また、既存事業に限らず、新たな事業を実施する可能性や、ゴルフコースを廃止し、無料開放施設として使っている旧八ヶ岳コースを今後どのように扱っていくのか、さらには、管理運営の方法やその体制についても検討したいと思っております。これらの調査検討結果を今年度末までに報告書として提案いただきまして、令和5年度から開始予定

の新たな指定管理において事業の見直しを行う際の参考にさせていただきたいと思っております。

浅川委員 言っていることはよくわかるし、もう古くて、収益向上は喫緊の課題だと思いますが、令和5年度に新しい指定管理に変わるということですが、検討委員会をつくっていると聞いていますが、具体的には、どんな組織をつくって検討しているのですか。

雨宮企業局総務課長 丘の公園につきましては、あり方検討委員会を設置し、令和30年2月にその提言を受けまして、企業局として方針を決定し、今後も指定管理者制度を継続していくことにしています。

今回の委託につきましては、その提言、あるいは企業局の方針を踏まえまして、さらに専門機関の意見を伺う中で、具体的な収益向上策、あるいは取り組みを検討していくということでございます。

浅川委員 課長の話もわかりますが、もう喫緊の課題です。だから、すぐにでも手を打っていかないと寂れる一方で、八ヶ岳南麓の観光振興のリーダー的な施設でありますので、その辺についてもしっかりと対応していかないとならないと思っておりますが、先ほど来、あり方検討委員会というのがどんな組織か、私はよくわかりませんので教えてください。

雨宮企業局総務課長 現在、設置しているということではなくて、指定管理を更新するたびに、その次の指定管理について、どういった運営をしていけばいいかを検討するために設置した組織でございます。今回は、再来年度以降のあり方について、検討委員会を設置しておりません。ちなみに、前回のメンバーといたしましては、中小企業診断士や地元の関係団体の代表者、あるいは大学教授、地域振興に取り組んでいらっしゃる方、山梨総研の役員の方等ございました。

浅川委員 委託に当たり、丘の公園の持っている価値を最大限に生かすにはどうしたらいいのか、そんなことに関して、高野局長もしっかり取り組んでいると思えますけれど、思いを述べていただいて、質問を終わります。

高野企業局長 現在、丘の公園につきましては、委員の御指摘のとおり、大変厳しい状況でございますが、今後、利用者の増加、収益向上が見込める要因といたしまして、先月末に中部横断自動車道が山梨から静岡まで全線開通し、中京圏等からの新たな誘客が期待できること、そしてまた、ウィズコロナ、ポストコロナの観光振興策として注目を集めている2拠点居住やワーケーションなど、新たな生活様式を实践する拠点となり得ることなどが挙げられるところでございます。

豊かな自然環境を有しながら、東京圏はもとより、中京圏、関西圏をも施設利用者の対象とすることが可能となったことで、生活と経済が両立する超感染症社会を実現する施設といたしまして、今後、価値が高まるものと期待しております。

あと、施設管理運営の合理化を図ることによりまして、総合レクリエーション施設と



して利用者の満足度をより一層高められるよう、サービスを向上し、収益の向上につなげていきたいと考えております。

討論           なし

採決           全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(水力発電について)

山田（七）委員   先ほど、P2Gシステムの中で、クリーンエネルギーとか、カーボンニュートラルという話が出てきましたので、本県の水力発電について、お伺いしたいと思います。

2050年に向けて、いわばカーボンニュートラルに向けた動きが、非常に加速していく中で、再生エネルギーは非常に注目されているところだと思います。企業局の水力発電は、クリーンエネルギーを生み出す貴重な地域資源だと捉え、これを地域資源と捉えることは、県有財産にもなることであって、有効に活用していかなければならないと思いますが、まず、企業局が生み出す水力発電がクリーンエネルギーに当たるかどうかをお伺いしたいと思います。

功刀企業局電気課長   クリーンエネルギーに当たるかどうかということですが、水力発電は、発電している際に、地球温暖化ガスである二酸化炭素を出しませんので、クリーンエネルギーの最たるものになります。

山田（七）委員   水力発電はクリーンエネルギーという形の中で、やっぱりCO<sub>2</sub>フリーという価値があると思います。当然、一般の電源よりも、高付加価値、高い値段で取引されなければならないと私は感じますが、この環境価値が高い社会情勢というものを県はどのように捉えているのか、お伺いいたします。

功刀企業局電気課長   現在、持続可能な世界を実現するための開発目標であるSDGs、あるいは、地球温暖化に対する企業の環境保全意識の高まりなどにより、例えば、山梨中央銀行が融資ポリシーに脱炭素を設定したり、あるいは、トヨタやAppleといった大手企業が、部品の調達先にCO<sub>2</sub>削減のために再生可能エネルギーによる電気への切りかえを求めていくこととしておりまして、水力発電を初めとする再生可能エネルギーから生み出される電力の価値は、以前にも増して、ますます高まってきていると捉えております。

山田（七）委員   このような社会状況の中で、私は以前、企業局が生み出す電気の売電価格は安価ではないかという質問をさせていただいたと思いますが、この水力発電所の売電単価につい

て、県はどのように捉えているのか、お伺いいたします。

功刀企業局電気課長 現在、東京電力エナジーパートナーとの間で、長期電力受給契約を締結しております。その中で、これまで一定の利益を確保できる妥当な価格で売電してきていると考えておりますけれども、さらに今、東京電力エナジーパートナーとの間で、やまなしパワーP1usという制度をつくり、通常の売電単価に加えて、やまなしパワーP1usによるメリットも出てきておりますので、妥当な売電単価で売れていると考えております。

山田（七）委員 先ほど来、話が出ているように、企業局が生み出す水力発電は貴重な地域資源であり県民の財産であるという捉え方で、やっぱり県民の財産は、しっかりと適正な価格で取引されて、それが新しい事業に投資されて、県民福祉の向上につながっていくことが、あるべき姿であると思います。

そういった中で、先ほどの長期電力受給契約があることは私も承知していますが、これからその内容を見直すとか、入札制度にかけることによって、より付加価値の高い売電ができるのではないかと私は考えていますが、県の考えをお伺いいたします。

功刀企業局電気課長 現在、国の電力システム改革が進展をしております。売電方法に関しては、さまざまな選択肢が出てきております。この11月には、再生可能エネルギーの価値の取引が試行で始まるなど、環境価値の値段が幾らくらいになるのか、だんだん見えつつある状況になってきていると思います。

そんな中で、現在、シンクタンクも活用しながら、単に入札による買い取り価格のみで電気を売っていくということだけではなくて、本県の環境施策や地域振興などにつながるような、環境価値を生かした売電方法ができないか、検討をしております。本県にとって最もメリットのある売電方法はどんなことなのか、今、鋭意検討を進めているところでございます。

山田（七）委員 世界中で環境問題が注目を集めている中、今後、クリーンエネルギーを使わない企業はサプライチェーンから外されていくというような動きになっていくわけです。

そういった中で、山梨県の企業局が生み出す水力発電、CO<sub>2</sub>フリーの電力というのは、この電気を使う企業自体のイメージアップにも、つながってくると私は考えています。この長期電力受給契約が何年後に完了するのかわかりませんが、そういったものを踏まえた中で、今後の売電方法についてどのように考えているのか、見解を伺いまして、最後の質問といたします。

功刀企業局電気課長 東京電力エナジーパートナーとの長期電力受給契約が2年後の令和5年度までありまして、そこで満了を迎えることとなります。令和6年度以降につきましては、売電先は未定です。本県にとって最もメリットのある形が、どのようにできるのかということが、電気事業の経営上の最重要課題であるということで、今、鋭意検討をしています。委員のおっしゃられるように、環境価値が非常に高いので、本県の水力発電は競争

力があると考えております。環境価値が今後どんどん高まっていく傾向にありますので、その高まりをどのように生かして売電していけるか、最善を尽くしたいと考えております。

(石和温泉使用料について)

大久副保委員長 石和温泉の温泉使用料に関しまして、昨年度は、基本料金と超過料金の一部を減免していただいておりますが、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置で、また予想以上に壊滅的な影響が出ている中で、何でも安くしてくれということではないですが、状況がとにかくに悪化している中で、状況が上向くまでの少しの間でも、御検討いただけるか否か、お願いしたいです。

雨宮企業局総務課長 石和温泉の使用料の減額の可否についてでございます。6月の委員会の際に答弁をさせていただきましたけれども、昨年度減額をした状況と今年度の状況の中で、2点ほど違いがあるという話をさせていただいたかと思えます。

1点目は、温泉の使用量、ホテル・旅館の皆さんが客数に応じて使用されるお湯の量ですけれども、お湯の量が一律に減っているわけではなくて、個人向けの利用が多いホテル等については、逆に元年度と比べても上向いているところもあるというお話をさせていただきました。

さらに、昨年度減額したときは、観光施策等がまだ始まっていなかったり、中断しているような状況がございました。今回、まん延防止の中では、やまなしグリーン・ゾーン宿泊割も一度は中断してございますけれども、観光文化部で、やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた宿泊施設の高付加価値化支援事業という形で、ホテルや旅館の皆様がワーケーションのスペース等を活用して整備するような場合については補助をするという事業を手厚く実施していると承知しております。

こうしたほかの施策との兼ね合いや、あるいは、石和温泉が一部の地域に限定された温泉ということもございます。他事業者とのバランス等も加味いたしまして、今のところ、減額する状況にはないと考えております。今後、100%減額を否定するものではございませんけれども、今申し上げたような事情を考慮する中で、減額は慎重に検討してまいりたいと考えております。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※承第8号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

質疑

(山梨県休業要請協力金支給事業費について)

飯島委員 もちろん、この専決処分には賛成です。飲食店は大変な思いをされているので、こういう取り組みはありがたいですが、なかなか受け取る飲食店のほうは、マンパワーが足

りなかったり、理解するのが難しく、応募するのに時間がかかるなど、そういう問い合わせがたくさんあるかと思います。まず、電話がつながらないという苦情がたくさん私のところにも来ています。ふくそうするのは当たり前ですが、電話対応は、具体的に何人据えて、電話回線が幾つあって、実際の感覚として、足りないなと課長が思っているのかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

山岸産業政策課長 電話対応でございますが、この事務局が立ち上がる前は、産業政策課で受けましたが、やはり電話が大変つながりづらいという御意見をいただきました。事務局が立ち上がった後は、電話回線を10回線、引きまして、職員も17名の体制で対応しているところです。10月からは、さらに人数をふやして対応してまいりたいと考えております。

飯島委員 なかなか見込んで完璧な環境整備をすることはできなかったと思いますが、努力もされているということで、安心しました。

応募してもらって、売上高方式で計算して支給をするという段取りかと思いますが、実際、飲食店の皆さんは、現金商売で、変な話、自転車操業のところもいっぱいあります。グリーン・ゾーンのハードルを上げて、いろいろな設備投資をしているところもあるので、それに対する補助金も出ていると思いますが、見積もりを出して、一旦は、店が立てかえて、申請をしたら振り込まれるという形式で、それが悪いとは言いませんが、概算払いをして、精算して戻すことができないかなと思っています。いろいろな店の話を聞くと、10万円、20万円の立てかえ払い自体が大変だと。だから、概算払いで払ってもらって、最後に精算して返したり、追加したり、そういう仕組みは不可能ですか。

山岸産業政策課長 今回の御質問は、グリーン・ゾーン認証の設備のための補助金の話かと思いますが、そちらにつきましては、観光文化部等で執行しておりますので、こちらの相談ダイヤル等にもそういった声が寄せられておりますので、情報共有をして、そういった声をお届けしてまいりたいと考えております。

飯島委員 本当にこういう制度はありがたいし、歓迎するところですが、もう少し考えて、概算払についても、今後の課題としてお願いしたいと思っています。

臼井委員 既に協力金の支給は始まっているのでしょうか。

山岸産業政策課長 協力金につきましては、9月17日から支給を開始しまして、現在まで2回、支給を行っております。

臼井委員 お店が申請をして、受理をされて、大体どれぐらいの期間で支給となるのでしょうか。

山岸産業政策課長 お出しいただいた申請書が、添付書類も全てついていて、全く記入漏れや間違いがないという前提であれば、これまでの実績でいいますと、受け取ってから、早ければ2週間程度、2週間から3週間でお支払いができるものと考えております。

臼井委員 1月か、2月に時短営業の要請をされて、そのときも協力金の支給をされて、あのときも相当たくさんだったと記憶していますが、今回も非常にたくさんだと思います。やり方を変えるなど、スピードアップしたことはありますでしょうか。

山岸産業政策課長 前回の支払い実績がある事業者については、営業の実態の確認ができております。また、既にいただいている書類等がございます。それについては、書類の省略等を行っておりますので、そういった点がスピードアップにつながっているのではないかと思います。

臼井委員 先ほど飯島委員からも話がありましたが、とにかく飲食店の皆様、資金繰りが本当に大変で、今お金がないという現状です。グリーン・ゾーンのほうでも設備を云々とかありますけれども、とにかく現金がないので早く協力金が欲しいというのが、どのお店も感じているところだと思います。お金を払うことですから、きちんとした書類をとというのは理解させていただきますが、人員をふやすとか、少しでも早く、とにかく協力金の支給を工夫していただく、あるいは、支給回数をふやすとか、いろいろな部局も関係してくると思いますが、ぜひ強くお願いしたいと思います。

宮本委員 今の話で、県で支給することが決まったら、それを、まさにファクタリングじゃないですけど、金融機関にお願いして、先にキャッシュだけ出すことはできないですか。  
臼井委員がおっしゃったように、確かに、私のよく知っている飲食店の方も、キャッシュフローが回っていないとか、その日にもらった金で支払い代金を払うみたいな、本当にそういう運転の仕方をしている印象があったので、考え方として、ファクタリング的なことができるのか、いかがでしょうか。

山岸産業政策課長 協力金の支給に関しましては、国の財源措置に基づいてやっておりますので、支給の方法ですとか、この算定などにつきましても、国のほうで全国統一的にしている部分もありますので、一概にはどうということはないですが、できる限り、少しでもそういった事業者様の支援になるように、早いタイミングで支給を行ってまいりたいと考えております。

宮本委員 そういう可能性があるのかってことで聞いたのですが、要するに、2週間のいわゆるギャップがあるならば、支給されることが決まった業者さんに対して、金融業者が、まさにファイナンスですけど、そこは短期の資金を出してしまうというやり方もあるのかなと思います。だから、そういう意味のファクタリングという意味ですけども、国が云々ではなくて、もう出すと決めた時点でキャッシュを出してあげることが、例えば、民間金融機関と話をして、できたらいいなということです。そういうこともぜひ御検討いただければと思います。

大久保副委員長 委員の皆さんが言われるように、例えば、私の住んでいる周り、笛吹市も高齢者の夫

婦でやっているラーメン屋や焼き鳥屋など、非常に資金繰りが大変です。経済がひっ迫しているので、少しでも早く何とかしなければならないという思いですが、ちなみに、今、書類を何人体制で、1日当たりどのくらいさばけるのでしょうか。

山岸産業政策課長 1日当たりの処理件数というのは、書類も本当にいろいろで、半分以上は記入漏れがあったり、計算が間違っていたりというところがありますので、今はそれを丁寧に対応してやっているというところですが、それが一通りできれば、迅速に進むと考えております。

大久保副委員長 今、何人で、どういう体制でやっているのか。

山岸産業政策課長 今の事務局の体制は17名です。ただ、10月から8名ふやしまして、25名の体制でやることで考えております。

大久保副委員長 ちなみに、直近の数字で何件申請が来ていて、この36億7,000万円の予算のどれくらいを使っているのか、あと、売上高で区分があるので、おおむね何件、何%というのがわかれば、教えていただければと思います。

山岸産業政策課長 今は、臨時特別分のほうでやっておりますので、そちらの臨時特別分につきましては、9月30日現在で2,847件の申請を受け付けております。この後の承第9号になりますが、まん延防止のほうは2,307件ということで、現在、5,154件の申請を受けております。支払いにつきましては、臨時特別分のみでございますが、これまで352件、9,176万3,000円の支払いを行ったところでございます。売上高に応じた区分というところまでは、今、手元にはございませんので、申しわけございません、またお調べしまして、御報告申し上げます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※承第9号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(まん延防止等重点措置対応協力金支給事業費について)

大久保副委員長 24日間、金額も非常に大きい中で、私は石和ですが、結構8時過ぎても店をやっているところもありました。申請の段階で、そこら辺はチェックされるのか、本当に自己申告とするのか、そういう部分をお聞かせいただきたいと思います。

山岸産業政策課長 まん延防止等重点措置の際には、県庁でも見回りを行ってございました。その情報などについては、情報共有をしっかりと行って、協力金の支給に対してもチェックをしてまいりたいと考えております。

飯島委員 要請期間は9月12日と終わっていますが、先ほどの説明で、受け付けてから二、三週間ということで、今、作業をやられていると想像しますが、88億8,000万円で足りませんか。

山岸産業政策課長 算定に当たりましては、グリーン・ゾーン認証施設全てが協力に応じていただいた場合、さらにそれ以外の認証をとっていないところについても、おおむね算定をいたしまして、ボリュームゾーンを想定しておりますので、この予算内で収まると考えておりますが、万が一、不足が生じた場合につきましても、また国に協議をして、措置をしてまいりたいと考えております。

飯島委員 もちろんおっしゃったとおり、足りなければ、また補正ということになるかと思いますが、そういう意味でもスピードアップして支給につなげていただきたいと思います。そうすれば、数字がフィックスするのも早くなると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業費について)

臼井委員 産の3ページ、やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業費について伺います。

休業等の要請の影響で、先ほども話が出ましたけれども、飲食店が大変大きなダメージを受けていて、経営状況が非常に厳しい状況であります。今回のこういった回復に向けた取り組みを非常に待ち望んでいたと思いますが、非常に期待できるキャンペーンということで、幾つか、お伺いをさせていただきます。

まず今回、キャッシュレス決済のポイント還元事業とプレミアム付きの食事券の発行事業の併用になるということですが、その意図をお伺ひいたします。

山岸産業政策課長 このキャンペーンですけれども、キャッシュレスポイント還元方式は、まず利用の手軽さですとか、接触感染の防止効果、あと、ポイント付与による消費の拡大と、何より、短い準備期間で実施が可能ということで、12月から来年1月にかけて先行して実施をするものです。

ただ、高齢者の方やキャッシュレスを導入していない飲食店などもあることから、やはり依然として紙による食事券方式を希望する声も多いのではないかと考えております。そのため、幅広い世代の皆様に御活用いただけるよう、全県的な需要喚起につなげていくために、来年2月から4月にかけては食事券方式で実施することとしております。

臼井委員 県内市町村で、これまでもキャッシュレス決済のポイント還元事業をやっていた市があったり、あるいは、これからもこういった同じようなことを考えるところも出てくると思われませんが、県の部分と市町村の部分とのすみ分けはどのようにお考えになっていきますでしょうか。

山岸産業政策課長 まず、違いで言いますと、あくまでこれまでの実施例ですけれども、市町村で行う場合は、飲食店のほか、小売りですとか、あと、生活関連サービスなど、多様な業種で幅広く対象にしているということがあるかと思えます。

今回、県は飲食店を対象とするということで、もちろん、飲食店は重なりますが、対象が違うというところはあります。いずれにしても、県と市町村がもし同時期に実施する場合、県内経済に相乗効果が生まれると考えておりますので、そこは市町村としっかりと情報共有しまして、連携して行っていきたいと考えております。

臼井委員 例えば、県が20%相当キャッシュレスポイント還元で、甲府市も同じようになったら、どうなりますか。

山岸産業政策課長 今からキャッシュレス決済の事業者を決定していくので、そのシステム的な取り扱いにもよりますが、過去の事例などでいきますと、例えば、県または市のどちらかをまず先に優先して使うというような、フラグが立てられるようですので、先に、例えば、甲府市の20%を使って、その後、県の20%を使うとか、そういう形のやり方が可能と承知をしております。

臼井委員 では、どちらとも対象になるという理解でよろしいですか。

山岸産業政策課長 おっしゃるとおりでございます。

臼井委員 長崎知事も以前から、何かこういう大々的な応援をしたいとおっしゃられていますし、非常に強い思いを持って、望まれると思います。しかも、5カ月間という長期にわたってのキャンペーンで、5カ月間という理由と事業効果の見込み、知事の思いも含めて、教えていただければと思います。



山岸産業政策課長 5カ月という長期にわたって経済効果を維持するというので、まずは、着実な県内経済の回復につなげていけると考えております。また、キャッシュレスと食事券の時期をずらして実施しますので、それぞれのキャンペーンの特徴をしっかりとアピールして、それぞれ効果的にやっていくことが可能だと思っております。

事業効果ですけれども、20%の割引相当ということで、換算しますと、5カ月間で50億円、実際、食事にはそれ以上使うかと思っておりますので、50億以上の消費を喚起するものでございまして、この事業予算を余すことなく実施していけるよう、積極的な利用促進を図ってまいりたいと思っております。

臼井委員 キャンペーンの狙いは理解しました。こういった大々的なキャンペーンの実施ということで、とにかく本当に疲弊していますので、県庁の皆さんがグリーン・ゾーンのところであれば食事に行ってもいいと思うので、ここら辺の飲食店の皆さんが、県庁や甲府市役所の皆さんがぜひ動いていただかないと、なかなか本当の意味での回復が図れないと切望されていまして。ぜひグリーン・ゾーンで感染対策をしっかりとられたところに、こういった機会を通じながら、皆様に行ってもらいたいと最後にお願いして質問を終わらせていただきます。

山岸産業政策課長 飲食店を盛り上げていくために大変効果的なものであると私どもも期待しておりますので、このキャンペーンの周知をしっかりとし、利用促進を図って県内経済の回復に努めてまいりたいと考えております。

山田（七）委員 先ほど、臼井委員の質問で、今回のキャンペーンは飲食に限るとのことですが、当然のことながら、今回の時短要請、休業要請で、直接的な被害をこうむっているのは飲食店ですけれども、そのほかの業種も、押しなべて被害をこうむっています。

市町村では、広い業種に対して使用ができるキャッシュレスポイントや、プレミアム商品券をやっていますが、今回の県の取り組みと、市がやっている状況が、うまく重なってリンクしていけば、相乗効果があらわれるという説明をいただきましたが、うまくリンクしていない場合、どこも何もやっていない場合は、相乗効果は生まれてこないという捉え方になってしまいます。そうなった場合、市町村がいろいろなところで使える取り組みをやっているのに、県は飲食店だけかというお叱りも受けるわけですが、説明するためには、この取り組みによって、他の業種へ効果が、間接的でも波及できるということが期待されると思っておりますが、その辺、何か期待される効果は考えられますか。

山岸産業政策課長 まずは、飲食店を活性化させることによって、酒類販売事業者ですとか、食材の卸ですとか、タクシー事業者など、関連業界の需要の喚起や経済効果も図られるものと考えております。

特に、キャッシュレスポイント還元の場合ですが、還元されるポイントは、どの業種でもお使いいただけますので、さまざまな業種において、消費活動の契機としていただくことで、幅広い波及効果を生じさせて、消費活動全体を盛り上げていくことにつなげ

てまいりたいと考えております。

山田（七）委員 地元の飲食店に行ったときに、「県が今度、こういうことをやるんだよ」という話をさせてもらったから、「それはいい取り組みだね」と言う半面、結局、お客さんは、「せっかく割引があるから、甲府へ行って御飯食べようよ」ということで、当然、甲府のほうがいろいろな飲食店が集まっていますし、やっぱり甲府へ行ってしまうと。そういった中で、地元の業者は、自助努力も当然必要ですが、コロナで疲弊していく中、体力もそんなにない。だけど、やっぱり効果を県内全域に広げていくことが、このキャンペーンの肝だと思っていますし、どこか1カ所が良ければそれでいいというわけではないと思います。

そういった中で、県内全域にこの効果を波及するために、何か県で取り組みをしているのでしょうか。

山岸産業政策課長 このキャンペーンを知っていただくことが重要かと思っておりますので、新聞広告やポスターの掲示のほか、県内各地において、例えばキャッシュレスであれば、店舗向けや利用者向けのセミナーを開催いたしまして、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

県下全域でそういったキャンペーンへの参加・利用を促すことにより、それぞれの利用者に身近な地域で活用できることを知っていただくことが重要かと思っておりますので、県下全体で盛り上げる形で促進を図っていきたいと考えております。

山田（七）委員 最後に、今回のこの対象店舗が、グリーン・ゾーン認証を取得していて、なおかつ、キャッシュレス決済ができる店という中で、昨日の本会議の一般質問の答弁の中で、県内の飲食店が98%ぐらいグリーン・ゾーン認証を受けているとありましたが、私の感覚からすると、キャッシュレス決済ができていない店は、県内にそれほど、九十何%まで進んでいないと思うし、特に地方へ行けば行くほど、キャッシュレス決済ができない店舗が多いです。そういった店舗は、グリーン・ゾーン認証を受けていても、このキャッシュレスポイント還元のキャンペーンにおいては対象店から外れてしまいます。今回、12月1日からのスタートということで、まだ期間があります。

先ほど課長がおっしゃったキャッシュレス決済の導入には、それほど手間はかからないという中で、12月1日までに、一店でも多く、キャッシュレス決済の導入ができる店舗がふえて、一店でも多く、このキャンペーンの対象になる店舗がふえていくことが望まれると思います。そういった中、12月1日までを準備期間と捉えて、キャッシュレス決済をふやすために、県はどう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

山岸産業政策課長 まず、全てのグリーン・ゾーンの認証飲食店に対して、このキャンペーンの実施についてはメールや文書等でお知らせをしたいと考えております。そういった折に、例えば、まだキャッシュレスを導入されていない店舗などについては、これを機会にぜひキャッシュレス決済を試していただくようにサポート体制をしっかりと整えて、やりたいときにすぐサポートチームが行って導入のお手伝いをするることによって、このキャンペーン

を機会に導入していただくということを進めていきたいと考えております。

宮本委員 事業者をこれから選定するとおっしゃっていましたが、キャッシュレスには、御承知のように、クレジットカードもあれば、P a y P a y みたいなものもあるし、S u i c a など、そもそも、どのあたりを想定されているのですか。

山岸産業政策課長 すぐ導入ができるという面では、QRコード決済がよろしいかと思っております。

宮本委員 今後、業者を決めていくとおっしゃっていましたが、例えば、甲府市は御承知のようにP a y P a y でやっています。やはり、特定の業者に決めるのに、本当にそれがベストなのか、甲府市が、どういう過程でP a y P a y に決めたのか私も知りませんが、実は疑問に思いつつ、しっかり使わせてもらっていますが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

山岸産業政策課長 事業者の選定に当たりましては、プロポーザル方式で行うこととしておまして、どれだけ多くの県内の店舗で御利用いただけるか、先ほど申し上げているサポート体制、それから周知・広告等についてどれだけできるかというところをしっかりと提案していただいて、その上で事業者を選んでまいりたいと考えております。

宮本委員 県が特定の1社を選んで、それをやってくれというのは確かに問題だなと私も思っているのですが、何かうまいやり方で、御承知のように、以前、委員会でも、例えば、飛騨のさるぼぼの話をしていましたが、タクシーの事業者さんも、実は、やってみたら非常に簡単だったという事例もあるので、先ほど山田委員がおっしゃったように、年配の一人でやっているようなお店も含めて、とても簡単だから、ぜひやってみてくれという形で、恩恵が行くように、ぜひよろしくお伺いいたします。

(ワクチン接種促進強化事業費について)

大久保副委員長 産の6ページ、ワクチン接種促進強化事業費について、感染防止と地域経済の活性化を本当に一刻も早くしていかなければならない中、ワクチン接種への若年層のインセンティブを高めるということですが、年齢層を18歳から39歳と決めています。例えば12歳から39歳とか、いろいろある中で、この年齢層の枠組みに決めた要因をお伺いします。

三科産業振興課長 まず、直近3カ月の感染状況を見ますと、20代が22.24%、次いで30代が16.83%と多くなっています。一方、20代、30代の感染者の割合が高い傾向にある一方で、ワクチン接種については非常に消極的と言われておりますので、コロナの感染拡大を防止するためには、この層のワクチン接種の向上が不可欠と考えております。

また、20代、30代にかかわりまして、山梨県若者ワクチン接種センターで保護者の同伴なしに接種を受けることができる18歳の方についても、キャンペーンの対象に加えることにさせていただきました。

大久保副委員長　あと、若年層のワクチン接種へのインセンティブですが、インセンティブに魅力がないと、なかなか受けに行こうという要因にはつながらないわけですが、具体的に、どういうメニューをお考えでしょうか。

三科産業振興課長　インセンティブにつきましては、県産品や食事券が当たるキャンペーンを考えております。本数も1,500本と多めに用意しまして、その対象となる年代の人数が17万人ほどですので、100人に1人ほどは当たるというインセンティブとなっております。商品の内容につきましては、せっかく産業労働部で実施しますので、県産ワインですとか、あるいは、周りの若者に聞いてみましたが、スイーツなどは男性でも女性でも好むということがありますので、そのようなものを考えております。こちらにつきましても、これからプロポーザルで提案していただくという部分がありますので、そちらも参考にしながら、若者にとって魅力的な商品を考えていきたいと考えております。

大久保副委員長　資本力があって利益が上がりやすい企業だけではなく、もう少しあまねく、今言ったような商品だとか商店の活性化になるようにしてほしいということと、あと、ウイルス感染の抑制からワクチン接種ということで、あえて産業労働部で実施する観点ということで、どのような効果が期待されますか。

三科産業振興課長　新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、県産品の売り上げも非常に減少しております。ワクチン接種のインセンティブとしまして、先ほど申し上げましたように、県産品を活用することによりまして、県産品の魅力のPRをして、それを今後の需要につなげていきたいと考えております。

また、食事券につきましても、食事券を商品にすることによりまして、まん延防止措置によって傷んでおりますグリーン・ゾーンの飲食店などを助けていきたいと考えております。

大久保副委員長　今、ワクチンパスポートなど出てきていますが、いろいろ旅館や飲食店にマイカーで来られる方が多くなってきています。密集どころか、開店の1時間前から大行列で、店の方も大丈夫かなという面もあります。そこで例えば、私はタクシー事業を営んでいますが、乗務員も2回受けましたという証明を表示して、安心・安全にお迎えをしているところです。一刻も早く効果があらわれなければならないと思いますので、この事業についてインセンティブが高まるような、いろいろな手法を進めていただきたいと思います。部長のほうから、意気込みがあれば、ぜひお伺いしたいです。

小林産業労働部長　今、コロナが大分落ち着いてまいりましたが、これからまだまだ冬のシーズンを迎えるに当たって、気が許せないところでございます。効果的に抑え込むためには、やはり若年層の皆様にしっかりとワクチンを接種していただくことが必要であると思います。産業労働部といたしましては、今、課長のほうからも説明がありましたとおり、県産品を活用、あるいは、お食事券で地域のおいしいものを食べていただいて、地域を愛し

ていただく、そんな気持ちも若い人に持っていただいで、自分たちがワクチンを接種することによって、地域を守る、皆さんを守るという意識も芽生えるのではないかと考えております。

また、それ以外にも、さまざまなダメージを受けていらっしゃいます、今、委員方から御指摘がありました事業者の皆様、どのような形でこれから反転攻勢に向かっていただけるか、いろいろな声に耳を傾けまして、今後も引き続き、産業労働部としてできるだけのことを、力を尽くしてまいりたいと考えております。

大久保副委員長　ぜひ、今、接種率が低い、また感染者が増えている若年層のインセンティブをしっかりと考えた中で、確実に接種率が上がる、目に見える形で、地域経済に即効性のある対策を考えていただくことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第3－5号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて

意見

臼井委員　　いまだ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、雇用・経済への影響が大変厳しい状況であるため、まずは官民挙げて、雇用を守り抜くことが最優先課題であると思ひます。先日公示された県内最低賃金については、28円の大幅な引き上げがなされたところであり、国において、中小企業への最低賃金引き上げに対する様々な支援策も拡充されているところです。

よって、県民の意見を十分に聞き、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮しつつ慎重に判断する必要があるため、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論　なし

採決　採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(本県のBCP策定状況について)

山田（七）委員 本県のBCP策定に関するこれまでの取り組みについてお伺いします。近年頻発化・激甚化する自然災害、また、昨年からの収束の見えないコロナの中で、事業に支障を来さないために事業継続計画、いわゆるBCPの策定が非常に重要だと考えている。全国的に中小零細企業が多い我が国において、なかなかBCPの策定率が上がってこない現状かと思いますが、本県のBCP策定に関するこれまでの取り組みについて教えてください。

山岸産業政策課長 本県のBCP策定への取り組みですが、平成28年の10月に、東京海上日動火災保険や商工団体等6団体とBCP策定支援に関する協定を締結しまして、個別企業への支援のほか、BCPに関するセミナーなどを毎年開催しているところです。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からオンラインによるBCPのセミナーを11月に開催する予定となっております。

山田（七）委員 そうした中、大変喜ばしいニュースですが、9月16日の新聞報道によると、本県のBCP策定率は22.2%で、全国平均の12.6%を大きく上回っており、さらに策定予定があるという事業者に対しても40%と、全国で4番目に高い数値となっております。先ほど課長がおっしゃったように本県のBCP策定への支援が進んでいくのと、各事業者のBCP策定への意識の高まりが、うまくマッチングした結果、成果だと思いますが、こういった意識が高いときに、もっともっとBCPの策定を進めていくべきだと思いますが、策定予定の意向がある40%の事業者に対しては、今後どのように策定につなげていくのか、県の取り組みを伺います。

山岸産業政策課長 先ほど申し上げましたセミナーなどの際のワークショップを通じて、BCP策定のメリットを実践的にお伝えしているところです。具体的には、各種ハザードマップによる災害リスクの認知、BCP策定の有無による緊急対応のシナリオ例の比較、BCP策定の進め方の手順などを示しております。県内の事業者さんは災害への意識が非常に高いところが多いので、このようにBCP策定のメリットをお示しすることで、さらに危機意識を高めて、早期策定を促してまいりたいと考えております。

山田（七）委員 「鉄は熱いうちに打て」ではありませんが、意識が高いうちに、この40%の策定予定がある事業者に積極的に声をかけて、策定につなげてほしいと思います。

一方で37.8%の事業者が、策定予定がないと回答しています。そういった事業者者にBCP策定の意識を持っていただくことが重要だと思いますが、この策定予定がない37.8%の事業者に対しては、どのように対策を進めていくのかお伺いします。

山岸産業政策課長 策定予定がない事業者につきましては、その理由として、従来のBCPを策定するには、時間が足りない、ハードルが高いと考えている事業所も多いと認識しております。そのため、その前段階として、経済産業大臣が認定する事業継続力強化計画というもの策定を進めております。こちらは、計画の目標や安否確認等、初動体制の手順を確認するものとなっております。通常のBCP策定と比べて大変簡易な手順

で行えるものとなっております。現在、東京海上日動火災保険とも連携しまして、簡易なほうの計画をつくるためのシートなどをつくり、これを周知することで、しっかりと策定につなげていきたいと考えております。また、この認定を受けると、その後、税制措置や金融支援などの優遇措置もありますので、あわせて周知をすることで、計画策定の促進を図ってまいりたいと考えております。

山田（七）委員　今回の調査結果を踏まえて、記事は「山梨は有事を想定した対策が進んでいる一方で、人員や費用などが障壁となってBCPの策定が進まない小規模事業者が多い実態もある。公的支援の充実などで具体的な行動を促していく必要がある」というコメントで締めくくっております。今後、さらにきめの細かい支援が求められてくると思いますが、このコメントを受けて、県は今後どのように取り組みを進めていくのか、最後に伺います。

山岸産業政策課長　小規模事業者などへの対応ですが、令和元年7月の小規模事業者支援法の一部改正によりまして、商工会や商工会議所が市町村と協働して、小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を策定しまして、知事はその認定を行うこととなっております。県では、この認定制度を円滑に実行していただくために、事業継続力強化支援計画の申請のガイドラインを作成し、ホームページで公表し、商工団体及び市町村の計画作成の後押しを行っているところです。災害リスクの影響を受ける可能性の高い本県の小規模事業者の事業計画を支援していくということで、関係団体、商工団体、市町村としっかり連携し、BCPの策定を目指した支援を行ってまいりたいと考えております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配布資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月25日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以　上

農政産業観光委員長　鷹野　一雄